



◆ 要介護状態区分について

要介護状態区分に応じてサービスの種類や支給限度額が違います。

介護保険証で、要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額を確認しましょう。限度額内でサービスを利用した場合の利用者負担額は1割ですが、限度額を超えるサービス利用の場合は、超えた額のすべてが利用者の負担となります。



要介護状態区分	心身の状態の例（状態の説明はあくまでも目安です）	支給限度額（1ヶ月）
要支援1	基本的な日常生活、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要	49,700円
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要	104,000円
要介護1	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。立ち上がりなどに支えが必要。	165,800円
要介護2	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。	194,800円
要介護3	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。立ち上がりなどが自分でできない。	267,500円
要介護4	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	306,000円
要介護5	生活全般に全面的な介助が必要。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	358,300円

※介護度が重くなると支給限度額が増えますが、サービス利用に伴う1割の利用者負担も増加します。大事なのは、できるかぎり重度化しないことですので、生活機能の向上・維持に努めましょう。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,801人	平成21年6月 末日現在	
要介護（支援）認定者	801人		
給付実績	在宅介護サービス費	28,947,339円	平成21年5月 の給付実績
	施設介護サービス費	52,473,233円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	23,477,292円	
	介護サービス費 合計	104,897,864円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護保険係 Tel 476 - 1111（内線 136）